

知多市朝倉駅前駐車場設計施工業務

公募型プロポーザル実施要領

リスク分担表

知多市

項目	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担の考え方	リスク分担 (●主分担▲従分担)	
				市	事業者
共通	事業者募集要領等、参加書類リスク	実施要領等の誤りに関するもの	実施要領等、参加書類は市の責任で作成・配布する資料であることから、市がリスクを負担する。	●	
		内容の変更に関するもの	市の指示により事業内容や用途を変更する場合は、市がリスクを負担する。	●	
	参加リスク	参加費用に関するもの	参加費用は、応募する事業者が負担する。		●
	契約締結リスク	事業者と契約が締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合（市にかかった費用について）	契約手続きは市と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち、市にかかった費用は市が負担する。	●	
		事業者と契約が締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合（事業者にかかった費用について）	契約手続きは市と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち、事業者にかかった費用は事業者が負担する。		●
	法制度変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待出来ないため、市が負担する。	●	
		法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）	一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		●
	許認可リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの	市の責によるものであり、市が負担する。	●	
		上記以外の許認可に関するもの	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		●
	税制度リスク	一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、収益関係税の変更、外形標準課税に関するもの	法人税は事業者の収益活動に対してかかる税金であることから、事業者が負担する。		●
一般的な税制変更（新設含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの		企業の収益に関するもの以外の一般的な税制変更については事業者のコントロール外にあるため市が負担する。	●		
消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの		消費税は、最終負担者である市が負担する。	●		
住民問題リスク	計画に関する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	当リスクは事業者のコントロール外にあるため、実施主体である市が負担する。	●		
	設計施工に関する住	当リスクは事業者がコントロール		●	

		民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	すべきものであり、事業者が負担する。		
環境問題 リスク		事業者が行う業務に起因する環境問題に関するリスク	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者が負担する。		●
		地盤沈下に関するもの（自然災害によるものを除く）	当リスクを引き起こさないために必要な情報収集並びに調査の実施は事業者が行うべき業務と考えられるため、事業者が負担する。		●
第三者賠償 リスク		事業者の事由（工事期間中における事故等）による賠償リスク	事業者に帰責事由があるリスクは事業者が負担する。		●
		それ以外のもの	市の業務に起因するリスク、または事業者が予め予測し回避することができない損害については、市がリスクを負担する。	●	
事業の延期・中止リスク （事業者の責によるもの）		事業者の事業放棄・破綻や、契約違反、債務不履行によるもの	事業者の事由による債務不履行リスクは事業者が負担する。		●
		事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合	事業者の事由による債務不履行リスクは事業者が負担する。		●
事業の延期・中止リスク （公共の責によるもの）		市の債務不履行	市の事由による債務不履行リスクは市が負担する。	●	
不可抗力		台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測可能なもの）	台風・風水害等のうち、例年発生する程度の通常予測可能な範囲のものについては、事業者がその対応策を立て実施するものであり、リスクは原則として事業者が負担する。		●
		台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	台風・風水害等のうち、通常予測不可能な範囲のものについては、基本的には実施主体である市が責任を持つが、事業者も相応のリスクを負担する。	●	▲
施 工 段 階	計画・設計 リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	市の指示に関して発生するリスクは、市が負担する。	●	
		事業者の指示、判断の不備による設計の変更	事業者の事由による設計の変更リスクは事業者が負担する。		●
	測量・調査 リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	市実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、市が負担する。	●	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの	事業者実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、事業者が負担する。		●

	資金調達 リスク	必要な資金の確保に 関するもの	必要な資金の確保は事業者に任 されていることから、事業者が 負担する。		●
	用地取得 リスク	建設予定地の確保に 関するもの及び、計 画用地の形状等の変 更に関するもの	建設予定地については市が用意す ることとなっていることから市が 負担する。	●	
	地中埋設物 リスク	地中の埋設物による もの	地中埋設物については、市の過 去の事業に起因することから、 市が負担する。	●	
	造成リスク	地質障害（土地固有 の土壌汚染）・地中障 害物等、造成に関す るもの	建設予定地については市が用意 することとなっていることから 市が負担する。	●	
	施工遅延 リスク	市の事由による完工 遅延、又は完工しな いリスク	市が事業のコントロールを握って いることから、市が負担する。	●	
		事業者の事由による 完工遅延、又は完工 しないリスク	事業者が事業のコントロールを 握っていることから、事業者が		●
	施工費増大 リスク	市の指示による施工 費の増大・予算超過	市が指示したことから発生する 施工費増大・予算超過リスクに ついては市が負担する。	●	
		業者間の紛争（企業 間紛争により、建設 の遅延やマネジメン ト費用の増加が生じ た場合）	事業者に起因するリスクであるこ とから事業者が負担する。		●
		現場の警備体制（設 備・原材料の盗難・ 損傷により、費用増 加及び遅延が生じた 場合）	事業者の警備体制に起因するリス クであることから事業者が負担す る。		●
		現場の安全管理（安 全管理の不足によ り、費用増加及び遅 延が生じた場合）	事業者の安全管理体制に起因する リスクであることから事業者が負 担する。		●
		上記以外の事由によ る施工費の増大・予 算超過	市の指示によるもの以外の事由か ら発生する施工費増大・予算超過 リスクについては事業者が負担す る。		●
		市が実施した工事等 により生じた損害	市が実施した工事等に起因するも のであることから、市が負担する。	●	
	性能リスク	要求水準不適合（施 工不良含む）	事業者に委託した業務に起因す るものであることから事業者が リスクを負担する。		●
	損傷リスク	引渡し前に業務目的 物や材料等、関連工 事に関して生じた損 害	事業者に委託した業務に起因す るものであることから事業者が 負担する。		●
完 成	施設瑕疵 リスク	引き渡し後2年以内 （但し事業者に故 意・重過失がある場 合は10年以内）に瑕	工事請負契約約款の規定により、 事業者がリスクを負担する。		●

後 段 階		疵が見つかった場合 のリスク			
		上記期間を超えた後 に瑕疵が見つかった 場合のリスク	工事請負契約約款の規定により、 市がリスクを負担する。	●	